

下北沢再開発

# 差し止めへ提訴

住民52人

## 「特性無視した計画」

世田谷区下北沢地区の再開発問題で、地元住民ら52人が7日、「再開発の柱となる道路整備は地区の特性を無視した計画で、都市計画法などに違反する」などとして、都に事業認可の差し止めなどを求める訴訟を東京地裁に起こした。

同地区の再開発計画は小田急線地下化に伴うもので、区は2013年までに駅前に幅26メートルの道路(補助54号線)整備などを予定している。区は7月、道路の一部について都に事業認可申請を提出した。

これに対し、原告側は①道路計画は都市の発

展や価値を無視している②近くを通る井の頭通りの車線が拡張されるので新設道路は不必要③住民参加の手続きが欠けている、などと主張。補助54号線などの事業認可を

しないように都に求めている。

また、国に対しては、道路整備の前提となる連続立体交差事業は「(地下化に伴う)鉄道跡地の具体的な利用が未定であ

り、これを見過ごした」と、同事業の認可は違法と指摘している。

同地裁で会見した原告団の住民は「若者がある街を、道路整備でなげ壊すのか」と、計画を進める区を批判した。

一方、区はこれまで、再開発について「安全安心の街づくりのために必要」などと説明している。